

令和3年第16回臨時会

江東区教育委員会会議録

令和3年9月14日（火）

江東区教育委員会

令和3年第16回江東区教育委員会臨時会会議録

- 1 開会年月日 令和3年9月14日（火）午後2時00分
- 2 閉会年月日 令和3年9月14日（火）午後2時52分
- 3 開会場所 江東区文化センター（第6・7会議室）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、
眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、
大町学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、
棚瀬江東図書館長
- 6 報告事項
 - （1）使用料等の特例的措置の再延長について
 - （2）専決処分した事件の報告について（事故の損害賠償額の決定）
 - （3）令和3年度夏季休業中の幼児・児童・生徒の状況について
- 7 協議事項
 - （1）令和3年度江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 8 追加協議事項
 - （1）9月21日以降の学校運営等について
- 9 審議概要

本多教育長 ただいまより、令和3年第16回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。鈴木委員、本田委員にお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。

報告事項1 使用料等の特例的措置の再延長についてを事務局より説明願います。

大町学務課長 それでは、資料1－1を御覧ください。区の文化・スポーツ施設等の使用料につきましては、令和2年10月1日から一律20%の料金引上

げとなるよう改定をいたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、本年3月末までの期間、改正前料金に据え置く特例的措置を行った後、本年9月末まで、その期間を延長していたところでございます。

このたび、いまだ感染症の収束が見通せない状況であることから、特例的措置の期間の再延長を行うこととなりましたので、私から、教育委員会所管の施設について、一括して御報告をさせていただきます。

まず、1の特例的措置の再延長の内容ですが、感染症が今後収束しても、各施設においては、引き続き利用制限等が生じる可能性があること。また、特例的措置は、コロナ禍における文化・スポーツ等の活動支援として実施していることなどを総合的に勘案し、料金の据置き対応を令和4年3月31日までの6か月間再延長することといたします。

次に、2の対応方針（1）各施設の対応のとおり、指定管理施設は区との協議により、区直営施設は、条例の減額規定を適用することにより、改定前の額に据置きますが、これは現行の措置と同様の対応となります。

（2）利用者等への周知ですが、既に9月1日に区報、ホームページへ掲載をしているほか、各施設における掲示により周知を図っております。

また、（3）その他ですけれども、今回の再延長期間の後、令和4年4月1日利用分からは、改定料金を適用いたします。また、再延長に伴う使用料等の減、区全体で7,200万円余につきましては、補正予算第5号で反映を行うこととしております。

最後に3の教育委員会所管の対象施設ですが、豊洲西小学校プール・トレーニング室、教育センター、歴史文化施設、青少年交流プラザとなります。

なお、資料1－2は、今回の特例的措置の再延長についての検討を行いました江東区使用料検討委員会の報告書となりますので、後ほど御参照ください。

私からの説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 専決処分した事件の報告について（事故の損害賠償額の決定）を説明願います。

飯 塚 指 導 室 長 それでは専決処分した事件について、御報告いたします。資料2を御覧ください。

事故については1件です。発生年月日は令和3年5月30日。発生場所は江東区東陽二丁目2番14号シティテラス東陽町501号室であり

ます。

事故の状況ですが、東陽中学校野球部の活動を本校校庭において実施していた際、部員がバッティング練習中に打ったボールが校庭の防球ネットを越え、隣接するシティテラス東陽町501号室の網戸に当たり、網戸を破損したということであります。この事故に係るけが人はおりません。

専決処分決定年月日は令和3年7月10日、損害賠償額は8,800円であります。

今回専決処分となった事故は、部活動中に起きた事故であり、十分に注意することで、未然防止が図られたと考えております。

区校園長会で具体的に説明し、事故の未然防止について指導してまいります。今後、学校・園における事故防止の徹底について、さらなる充実を図ってまいります。

報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。

進 藤 委 員 この事故が発生したときに指導員等、指導者はいたのでしょうか。顧問の先生なり。

飯 塚 指 導 室 長 部活動の顧問がそこに立ち会っていました。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。

本 田 委 員 恐らくこの東陽中学校の野球のボールが飛んでいってしまうというのは初めてではないと思うのですけれども、ネットの高さについて多分いろいろと検討して、高くしているであろうと思うのですが、度重なることによって、何かもっとやるとかいうふうには進むことはあるのでしょうか。

半田学校施設課長 東陽中につきましては、以前から野球のボールが外にでるという話がありまして、五、六年前から対策として防球ネットをほかの学校よりも高い14.9メートルまで上げる。それから、バッターボックスの上に屋根状にネットをかけるといったような追加の工事をしております。

あとは、もうそれ以上というのは、学校レベルの防球ネットではなくなってしまうので、これ以上は難しいのが現状ですので、あとは練習の仕方を工夫して、ボールが外に行かないような角度でバッティング練習をするということで対応していただきたいというふうに考えております。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

本 田 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。

今本田委員からあったように、実は初めてではなくて、数回ありますので、今学校施設課長からあったように、対応としてはなかなかもう限界のところまで来ているところは施設としてはあるので、指導のほうを徹底していくというところ。練習の仕方、角度。どちらに向かって打つかとか、多分それも今までも話し合いは何度もされてきたと思うので、徹底するように教育委員会からも働きかけをしてまいりたいと思います。

では、本件については終了いたします。

続いて、報告事項３ 令和３年度夏季休業中の幼児・児童・生徒の状況についてを説明願います。

飯 塚 指 導 室 長 それでは、令和３年度夏季休業中の幼児・児童・生徒の状況について、御報告いたします。資料３を御覧ください。

まず１、学校（園）の教育活動に関わる事故・けが等についてですが、大きなけが等については、中学校１件。部活動中の転倒による骨折でございます。次に熱中症ですが、幼稚園１件、中学校１件ありました。２件とも軽度のものであり回復しております。

次に２、学校行事等についてですが、各休業中の水泳指導を実施した学校は小学校１３校、中学校３校でございます。中学校の生徒海外短期留学はコロナ禍のため、中止となっております。

次に３、学校（園）の教育活動外での事故・けが等についてですが、交通事故が９件で、いずれも軽微な接触であり、軽傷となっております。

次にけが等についてですが、２３件ございまして、そのうち骨折が１９件、裂傷による縫合が１件、入院が３件となっております。骨折が多く発生しておりますが、校外の運動系クラブチームでの練習中や遊んでいる最中の転倒などによるものでございます。最後に熱中症１件、これはクラブチームの試合中に発生したものでございます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

眞 貝 委 員 ３番について私の印象なんですけれども、件数がいつもの夏休み中よりも多いような気がするんです。それで、交通事故も軽い交通事故ということなんですけれども、学校のほうで交通安全の指導とか、そういうことを徹底していただきたいというのが印象でございます。

また、けがについても、２３件で骨折が１９というのは非常に多いよ

うな感じがいたしましたけれども、そのけが、骨折の状況とか分かる範囲でお願いいたします。

飯塚指導室長 交通事故につきましては、昨年度の報告では1件というふうになっております。中身を見ますと、自転車乗車中に歩行者と接触というケースが多くございます。

また、自転車乗車中にトラックと接触したケースもございます。いずれも軽傷で済んでいるわけですが、今回交通安全運動も秋にありますので、それを踏まえて、校園長会でも周知を図ったところです。

あと、骨折の件ですが、先ほど報告しましたように、サッカーであるとか、野球、または、ラグビーといったような運動系のクラブチームで、練習中に指を骨折、手首、腕等を骨折というそういうケースでございます。

また、遊んでいる最中。これは園児ですが、スケボーで遊んでいたときに転倒し、腕を骨折というようなケースもございますので、改めて、校外で遊ぶときも注意喚起も学校を通して指導してまいります。

眞貝委員 よろしく申し上げます。

本多教育長 いかがでしょうか。

鈴木委員 この夏季休業中の水泳指導についてなのですが、実施するのとしないとそれぞれの学校で判断していただいて分かれたんですけれども、私これでいいのかなと実は思っているんです。

それで1つはコロナの問題があって、それぞれの学校でコロナの考え方が違うのかどうか。それからもう1点は、これは今年だけに限るということで、来年からは一斉にやっていくのかという考え方なのか。

なぜやる学校とやらない学校の判断差が出たのかなというのが聞きたいところなんですけれども、どうでしょうか。

飯塚指導室長 水泳指導に関しましては、東京都からの通知を受けて、区としても感染症対策を十分に施した上で、実施する方向で検討するというような形で通知を出させていただいております。

7月までの教育活動中での水泳指導については、学年を2つに分ける等して、感染症対策、間隔を十分に取った上で、直接接触、触れることのない水泳指導ということで、ほとんどの学校というか全部の学校が実施しているところです。

ただ、夏季休業中におきましては、その運営方法からどうしても学年一緒にやらなければいけない時間帯や、複数の学年にまたがって実施しないといけないケースもございます。そうしますと、十分な間隔を取る

ことができない。そして、参加を希望する児童数もその日によって変動がありますので、各学校で感染症対策が取れない場合は中止というような形で判断をしたところでございます。

実施した学校についても後半は緊急事態宣言延長に伴って、夏季水泳指導については中止という判断をいたしました。

本 多 教 育 長 付け加えますと、実はオリンピック・パラリンピック開催が夏休みにあったので、例えば義務教育学校ゼロ校というのは、有明西学園ですけれども、はなから観客がどうなるか分からなかったところもあるので、学校にこどもたちが来ること自体が、オリンピック・パラリンピックの動線と重なるので、そこを踏まえてはなから中止にしているというところも実はありますので、鈴木委員からあったコロナのこともそうですけれども、様々な状況の中で今年については、学校ごとの状況の差があったということは実際あると思います。

それから、今後検討をしていく必要があるだろうと思うのは、夏季休業中の在り方ということが1つあります。それから、施設管理の部分と、それから教員の働き方改革というところもありまして、夏休み中のプールをやるがゆえに、学校閉庁期間中に先生方が水質管理のために誰かしら学校に行かなきゃいけないような状況があります。また、学校のプールの機械の設備によってはそういったところがあったりとか様々あるので、今鈴木委員がおっしゃられたようなことも踏まえて、効果的にこのプールを活用すること。それから、こどもたちの水泳指導をどうするかということも含めて、今後来年度以降の夏休みのプール指導という部分については、一定の検討をする必要があるかなと私も感じているところでございます。

鈴 木 委 員 コロナの問題ですからウィズコロナということで、来年もあるかもしれないし、再来年もあるかもしれない。そういうことも考えて、来年の夏、コロナであった場合にどうしたらいいのかと。どういう授業ができるのか。水泳も含めて、ぜひそこも長い目で見て検討していただいて、なるべく感染がないような、混雑が起きないような方法、日にちを考えて、なるべく実行するという方向で検討していただけるといいなというふうに私は思います。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。

では、今出た意見も含めて、今後検討していければと思います。よろしく願いいたします。

では、以上で、本報告を終了いたします。

これより協議事項に入ります。協議事項1 令和3年度江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

池田庶務課長 それでは、資料の4を御覧ください。では、改めてこのお手元の資料の表紙と、その次の目次をおめくりいただきまして、初めに1ページを御覧ください。

1番の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施についてになります。教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて、毎年重要課題や主要な施策への取組の状況について、点検と評価を行っております。

今回は、令和2年度、昨年度の江東区の教育委員会主要施策に関する点検評価を実施して、本報告書にまとめたところでございます。

2ページ目をお開きください。表にございますが、点検評価委員会の委員には、学識経験者として有明教育芸術短期大学の若林学長と帝京大学大学院の前島准教授をお願いしたほか、公募区民2名、校園長会の代表者、小中幼のPTA連合会会長の計10名にお引き受けいただきました。

この委員会は、下段にありますとおり、7月に2回、オンライン方式にて開催して、教育委員会事務局より、それぞれの施策の取組状況などについて報告した後、改めて、各委員より御質問や御意見を頂く形で実施いたしました。

では、次に4ページ目と5ページ目をお開きください。こちらは点検評価の対象である重要課題と令和2年度の具体的な取組になります。まず、本区の重要施策は重要課題、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への取組のほか4つの施策の柱と、それに基づく13の重要施策で構成しております。また、その中には、具体的な取組として、①から⑤の取組の重点を設定しております。

ここで次の6ページ。そしてその後33ページにかけまして、こちら令和2年度の実績と今後の方向性について記載しておりますが、先日の6日に実施した総合教育会議において御報告した教育施策大綱の取組状況と内容が重複いたしますので、本日は、点検評価委員会の委員より頂いた御意見について御紹介いたします。

なお、令和2年度の取組につきましては、別紙の参考に、一覧で概要版としてまとめてございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

それでは、改めて恐れ入りますが34ページをお開きください。こちらが委員による点検及び評価の結果でございます。まず重要課題、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への取組については、選手やコーチを講師に招き、オンラインや体験学習を通した取組など評価いただいた上で、東京2020競技大会のレガシーを生かした教育へ

の推進に期待するという御意見を頂きました。

次に、施策の柱の1、重要施策の1、確かな学力の向上では、手厚い人的支援を効果的に活用するとともに「こうとう学びスタンダード」に基づいて授業改善を進め、確かな学力向上に取り組んでいることについて評価を頂いたほか、ICTを利用した学力の向上を期待するとの御意見を頂きました。

重要施策の2、思いやりの心の育成では、道德教育の推進を目指した心の教育推進校による先進的な取組や東京都人権尊重教育推進校による取組など、道德教育や人権教育などが充実していることについて評価いただきました。

重要施策3、健康体力の増進では、食育の推進について、学校給食と関わりを持たせながら実施していることを評価いただきました。

重要施策4、就学前教育の充実では、就学前教育スタンダードが各園でしっかり取り組まれている点や、幼小中の連携教育により、円滑な接続が図られている点について、評価を頂きました。

続きまして、35ページ。重要施策5、教員の資質・力の向上では、「授業改善支援チーム」実施による組織体制の整備など、やる気のある教員が希望して参加できる事業を充実させている点について評価いただきました。

続きまして、施策の柱の2、重要施策6、個に応じた教育支援の充実では、個々のニーズに応じたきめ細かい支援を可能とする就学相談の充実と、手厚い人的配置について評価いただくとともに、特に特別支援教育アドバイザーによる全小中学校への訪問を評価いただきました。

重要施策7、いじめ・不登校対策の充実では、この対策として、より柔軟な対応、問題の早期発見などを図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを追加配置したこと。また、ブリッジスクールの新教室設置などについて評価を頂きました。

重要施策8、教育環境の整備・充実では、学校施設の整備について、児童や生徒、地域住民などによる改築ワークショップを行うことで、学校の改築工事を身近に感じ、様々な人が学校に愛着を持ち、それを大事にしていこうという意識につなげる点について評価いただきました。

続きまして、施策の柱3の重要施策9、地域に根差した教育の推進については、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを育てていく地域学校協働本部事業を展開している点について、評価いただきました。

重要施策10、開かれた学校づくりでは、紙面の充実を行った教育広報紙「こうとうの教育」は写真も多く、区の進めている教育施策や、各学校の様子がビジュアルに捉えることができると評価いただきました。

次のページ、36ページを御覧ください。施策の柱の4、重要施策11、家庭教育・地域教育力向上への支援では、コロナ禍においても、PTA企画の家庭教育講演会や、小中学校PTA研修会などをオンライン

方式で開催し、PTA間の情報共有や交流を推進できたことについて評価いただきました。

重要施策12、健全で安全な社会環境づくりでは、コロナ禍においても、感染症拡大防止を徹底して、就労を避け得ない一部の家庭の児童は預かりを継続したことについて、評価いただきました。

重要施策13、図書館機能の充実では、図書館と学校の連携は、資料の団体貸出しに加え、今年度はコロナ禍において実施できなかった職場体験実施の受入れですが、体験学習の観点からも効果的であると評価を頂きました。

続きまして、次のページ、37ページ。こちらは委員長を務めていただいた若林学長の講評になります。若林学長からは「社会の変化・変容に対応した着実な施策の実施、丁寧な評価と確実な改善」として、3点ございました。

まず、一番の重要課題。レガシーとして、次世代に引き継がれるオリンピック・パラリンピック教育の着実な推進では、区内の全ての各学校・園が、オリンピック・パラリンピック教育推進校として、花いっぱい運動やアスリートなどとの交流体験事業など、様々な教育活動を効果的に実施してきたことを評価いただき、これまで取り組んできたオリンピック・パラリンピック教育が、地域のレガシーとしてさら根づき、次世代へと引き継がれていくことを期待するとの御意見を頂戴いたしました。

また、2番の「こうとう学びスタンダード」の着実な推進とネクストステージへ向けた期待では、「こうとう学びスタンダード」を軸として、区内学校が学力向上に取り組み、新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休業や様々な変更を余儀なくされたにも関わらず、事業改善の推進など、着実に効果を上げた点について評価いただくとともに、ICTを活用した「就学前教育スタンダード」に基づく幼児教育などのさらなる充実が図られることを期待するとの御意見を頂戴いたしました。

また、3番の学校、家庭、地域のさらなる協働と、安全・安心な学校づくりの推進への期待では、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを育てていく区としての姿勢を強く感じ、地域に根差した取組が確実に進められていることに評価いただくとともに、学校、保護者、地域が、「地域の学校、地域のこども」という意識をさらに醸成し、それぞれの主体的な取組を協働して展開されることを期待するとの御意見を頂きました。

資料の説明は、以上でございますけれども、この報告書につきましては、この後10月の区議会の文教委員会で報告した後に、改めて一般の方へ公表する予定でございます。

今回の点検・評価は、教育推進プラン・江東の後期の最終年度となっておりますが、委員の皆さんからは、区のエducational Policyは着実に推進されてきたというような高い評価を頂いております。

今年度から、新たな教育施策、教育の振興基本計画である教育推進プラン・江東の第2期を基に、引き続き未来を担うこどもたちのために、事務局一丸となって、共に全力で進んでまいります。

私からの説明は以上でございます。委員の皆さんにおかれましては、御協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。

鈴 木 委 員 2点、お伺いしたいと思います。

1点目は、重要施策3の食育の推進なんですが、ここで江東区の伝統野菜や東京産の食材を活用、食育を進めていくということを期待するというふうに評価されておりますが、これに対する対応。どうやられていくかを教えていただきたいと思います。

2点目は、重要施策の6の個に応じた教育支援の充実についてなのですが、特別支援教育アドバイザーは非常に高く評価されております。一方、ちょっと私聞いたんですが、日本語の支援が必要な児童生徒への教育支援の充実という点で、教育推進プランで見たら、令和2年で170人ぐらいそういうお子さんがいるというふうに書いてありましたけれども、年々増えていると思うのですが、今後どのようなところに支援、力を入れていられるのかお聞きしたいと思います。

本 多 教 育 長 では、2点ありましたけれども。

大 町 学 務 課 長 食育の推進について、私からお答えさせていただきます。

まず、学校給食と関わりを持たせながらの食育につきましては、江東区の伝統野菜、東京産の食材に限らず、いわゆる行事食であったりとか、日本の伝統的な食事のスタイルといったものを学校給食の中に取り入れて、実施をしていくという考えでございます。

また、お尋ねのありました江東区の伝統野菜や東京産の食材は幾つかの学校で、亀戸大根であるとか、砂村人参といったものの栽培も含めた取組をこれまでしてきましたけれども、これらに加えて、アシタバであるとか、豚肉ですとか、東京産の食材についても、積極的に取り入れながら、給食の献立の中で、こどもたちに学んでいただければというふうに考えております。

守屋教育支援課長 先ほど、特別支援教育アドバイザーに触れていただいた後に、日本語指導についての御質問がありましたけれども、外国語を母語とするこども達のために、日本語の初期指導を今導入しているところでございます。

その中で、その時数が果たして十分かということ、まだ少し足りない部分があるんじゃないかということで、事務局としても、その初期指導

に充てる時間をもう少し増やせないかというところで、現在検討を進めているところでございます。

そういったことの支援をより充実していく方向で、今検討を進めさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木 委員長 今の件なんですけれども、もう少し詳しく具体的に、そういう日本語がまだうまくできない子たちにどういうことをやられているのかというのをお聞きしたいのですけれども。

守屋教育支援課長 業者委託等で、例えば小学生の場合は1回につき2時間の日本語の指導なんですけれども、12回を標準として、語学の指導を行っています。ただ、12回で不足する場合は最高6回延長しまして18回まで指導を行うことができているというふうになっています。

中学生になりますと、学んでいる内容も複雑化していきますと、当然対応してくる日本語も複雑化してまいりますので、標準でその2時間掛ける18回の指導も含めまして、延長も9回までというところが現在の規定となっております。

ここで対応できるお子様もいれば、なかなか対応が難しいお子様もいらっしゃると思いますので、その点について、今後も増やすことができないかというところで、現在検討を進めているというような状況でございます。

鈴木 委員長 もうちょっといいですか。

12回、18回は分かりましたけれども、それは通常の授業の中で分けてやっていらっしゃるのか、それとも授業が終わってから別の時間でこれをやっていらっしゃるのか、そこら辺お聞きしたいです。

守屋教育支援課長 授業の中でということではなく、いわゆる取り出しといいましょうか。授業時間中に外に取り出しで行っています。他にも、例えばこの夏季休業中も当然、いわゆる学校の授業は行っていないわけですが、そういった語学のレッスンといったらいいんでしょうか。そういったことは実施されています。

本多 教育長 少し付け加えさせていただくと、今、教育支援課長が説明した初期指導はここでして、さらに中学校になると学習言語の獲得が必要になってくるところもありますので、教育支援課のほうから、区独自の講師がその後の継続したフォローを行っておりますし、また、あと区民協働事業で、学習を支えていくという部分でのことも取組を進めていますので、そういった部分で多面的に取組を進めてきているところがありますけれども、今後のニーズに応じてさらに充実をどう図るかということも検討していく必要があるかなと思います。

ほかいかがでしょうか。

本 田 委 員 全体的なことなのですが、マイナス評価の共有はないのでしょうか。

池 田 庶 務 課 長 今回のマイナス評価のところでございますけれども、例えば相対的なところで委員長からの講評の中で、「期待する」という表現がございます。これはある意味、マイナスの評価と捉えることができますけれども、我々としては、それを1つのきっかけとして、前に進むための施策を取り組んでいこうと思っております。

全て評価いただいているというわけじゃなくて、もちろん我々も改善すべき点があるというそういう認識でございます。

本 田 委 員 そうだとは思いますが、そこがちょっとざっくりな全部「期待する」なので、もう少しそこを細かいどういう意見が出たのか教えていただくと、より私たちも考えやすいかなと思いました。

今の食育の話もそうだったんですけれども、2つ言います。食育の件については、私たちも保護者として、小学校と中学校と友達の学校といろいろ話を聞いていると、そこにもばらつきがあって、栄養士の先生によってすごく工夫している給食があるんだなとかいうところも感じるがあります。

区としての一定の何か基準があって、その上でまた創意工夫が各校でされているのか、本当に栄養士の先生に任されているのか。そこを1つお願いします。

もう一つ、個に応じた教育支援では、特別支援級のことは、ものすごく手が入っていていいなと思っているんですけれども、普通のクラスでの、いわゆるグレーゾーンの子たちへの対応というのはもう少し分かるといいなと思っています。

大 町 学 務 課 長 では、食育の件について、私から説明させていただきます。例えば伝統野菜などは、地域性もありますので、全ての学校で取り組むという現状にはなく、また必ず食育でこれをやりなさいといったような一定の基準については、実際現状持ち合わせていないところですが、これらの取組につきまして、栄養職員間で共有する機会をなるべく設けるようにはしております。

今後も横の連携の中で多くの学校で食育について、積極的に取り組んでいけるように努めてまいりたいと思います。

守屋教育支援課長 今、通常の学級における支援について、御質問頂いたところです。学習支援員というものを、私どものほうで、小学校。こちら義務教育

学校の前期課程も含めてですけれども、原則各校1名配置しているような状況でございます。

学校によって規模が様々でありますし、またこどもの実態も様々であります。ということで、学習支援の必要性の申請が学校からあった場合は、私どもの教育支援課の職員である特別支援教育アドバイザーや心理専門員等を学校に派遣いたしまして、これは真にお子様の発達の状況において、そういった人的な支援が必要だということが判定された場合に、学習支援員を追加で配置するといった対応をさせていただいているところでございます。

本 田 委 員 もう一つだけ、すみません。

今の話のつながりなんですけれども、人的支援ももちろんすごく大事なんですが、例えば今1人1台端末になったので、板書が苦手なときに撮影を許可するというようなそういった個別の指導というのは増えてきているのかどうかというのを教えていただけますか。

飯 塚 指 導 室 長 現状、板書を写すのが苦手な児童に対して、写真で撮影するとかの補助をしているかどうかについては把握できていませんけれども、今後必要に応じて、そういうようなことも、機能的にはできますし、実際にそういう支援が行われるものと認識しております。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

進 藤 委 員 このまとめの中で、いわゆるラインを使った江東区のSNSの教育相談。この辺のことがあまり書いていないんですけれども、その辺は令和2年度はどのような評価をされているのか。また、今後はどういう状況なのか。それから、また相談件数と、いわゆる解決した件数など分かったら教えていただきたいと思います。

守屋教育支援課長 SNSを活用した教育相談ですけれども、令和2年につきましては、登録者数は143名。相談の件数が113名。実際相談の件数、つまり1人のお子様が複数回相談するということもありますので、444件相談がございました。

こちらにつきましては、毎日開催しているものではなくて、いわゆる夏季休業期間中は毎日実施しているのですが、それ以外の期間につきましては、毎週月曜日の夕刻というような形で実施しておりますので、以上のような件数となっております。

ちなみに対象となる区立中学校並びに義務教育学校後期課程の生徒数約8千名というような中での対応の件数となっております。

本 多 教 育 長 報告書で言うと21ページです。

進 藤 委 員 そうですね。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。

眞 貝 委 員 重要施策9の地域に根差した教育の推進のところで、学校支援地域本部から、地域学校協働本部への全校移行とあるんですが、これは名称が変わっただけなのか、内容的にも変わったのか、教えていただきたいです。

河野地域教育課長 従前のものから地域学校協働本部という名称を変えることで、全校に改めて設置を完了したということでございます。実際この中身のお話については、38ページにもありますけれども、「取り組まれることを期待する」という表現になっています。まさにここについては、今後やっていかなければいけないことです。

それについては、各学校にある程度、温度差があるというところで、これについては行政のほうから、「こういう形でやり始める」という部分ではなくて、それぞれの地域の特性に合わせた形で自主的な発生を期待しないといけないなというところもあります。

ですので、我々としては、今の地域学校協働本部については全校に設置をしたけれども、この後も設置が急がれるコミュニティスクールも含めて、地域のほうに働きかけをして、地域のほうから自主的な活動が醸成されてくる。そういうところに我々としては側面的な支援をしていくというところがあります。

ですので、名称が変わっただけかという御指摘もあるんですけれども、今後中身をいかに充実させていくかといったところに、各学校、各地域の特色をそこに合わせ込んだ上で、実際そこで動いていく方、地域の町会とか自治会もあろうかと思ひますし、PTA、もしくはPTAのOB・OGですとか、そういう方などどれだけ人材を発掘できるかなど。人材の掘り起こしは急がれるところだと思いますので、今後このような形で地域学校協働本部の活動については、しっかりと見守っていきたいと思ひますし、またお力添えいただければと思ひます。

どうぞよろしくお願いします。

本 多 教 育 長 地域学校協働本部に変わったということでは、これは名前が変わっただけではなくて、プラットフォームとして大きなものになって、先ほど課長からも説明がありましたけれども、PTAによっては様々な。今まで重なってきたような部分をしっかり整理していくことと、支援をしっかりと強化していくという部分があるので、それが学校において、変わ

っていないという状況であると、さらに整理が必要であろうと思いますし、今課長が言ったように支援が必要なのかなというふうに思いますので、しっかり取組を進めていければと思います。

ほかいかがでしょうか。

今回、コロナ禍で、各委員の方々にはオンラインで御協議いただいたわけですが、例年以上にオンラインではありましたが、熱心に御協議を頂けて、特に公募区民委員の方々からも様々な意見を頂いたところです。

先ほど本田委員から「マイナスなことはなかったか」ということでしたけれども、公募委員の方々に入っていただくと、「そういうこともやっていたんですね。初めて分かりました」という感想を頂くことがあるんです。裏返していくと、十分伝わっていないんだということは1つあるんじゃないかなと、私はそれを感じました。

そういった部分では、教育委員会として、より発信をしっかりとしていく。理解していただけるようにうまく伝えていく。そういったことも今後していかなければいけないんだと、その御意見を頂きながらそういうふうに思ったところであります。

委員長の最後のまとめのところにありましたけれども、御評価いただいた点。それから、期待をされた点を踏まえて、今後さらに教育委員会として、取組をしっかりと進めていかなければいけないというふうに感じたところであります。

それでは、本案について、承認するという事で、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

本日は、追加協議事項がございます。追加協議事項1は、関係諸機関への周知等の関係で、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、追加協議事項1は秘密会といたします。

それでは、追加協議事項1 9月21日以降の学校運営等についてを議題といたします。本案について、事務局より説明願います。

池 田 庶 務 課 長 それでは、資料の5を御覧ください。本件は、各課にまたがる事案でございますので、私のほうから一括で御説明させていただきます。

9月6日以降の区立学校・園につきましては、授業時間などを同じくして運営してございますけれども、直近のこどもたちにおける新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みた結果、緊急事態宣言中ではございますが、記載の9月の21日から、ガイドラインなどを引き続き徹底すると

いうことを前提で、小中学校及び義務教育学校並びに幼稚園につきましては、通常の授業、保育時間、保育運営といたします。

なお、そのほか教育活動ですとか児童の居場所の確保など、具体的な内容につきましては、事務局において検討を進めて、21日からの学校運営の内容と併せて、今週の16日をめどに保護者へ周知してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。本件21日からの学校運営につきまして、御協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について、質疑願います。

鈴 木 委 員 この休業期間中の感染状況は大体どんなものだったのか、教えてください。

大 町 学 務 課 長 これまで、本委員会において、感染状況を一週間単位で御報告をしてまいりました。児童生徒の感染者数につきましては、臨時休業中からちょうど減少に転じまして、直近の週、学校が再開したところですが、9月6日から9月12日までの週については、おおむね15人前後ということですので、これはちょうど夏季休業前の7月中旬と同程度となっております。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。

今回、登校が心配なお子さんには、オンラインでもという対応をしてきたところでありますけれども、心配なお子さんたちの状況はいかがですか。

飯 塚 指 導 室 長 臨時休業明けの月曜日にどれぐらいオンラインで対応したり、登校を控えたい児童生徒がいるのかというようなところを各学校から聞き取りをしました。その結果、全体の約3.7%がオンラインでの授業を希望している状況でございます。

ですから、始まって何日かたって、その後追跡の調査していませんけれども、そこが一番多いところで、その後学校に登校した児童生徒もいるというふうに認識しております。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

眞 貝 委 員 今、学校からの聞き取りを行ったと伺いましたけれども、学校ではなくて保護者、児童生徒のアンケートのようなものというのは、どうなんでしょうか。

本 多 教 育 長 内容としては。

眞 貝 委 員 オンライン授業に対しての。

飯 塚 指 導 室 長 オンライン授業に関しましては、感染が不安でオンライン授業を続けてほしいという保護者の思いと、早く学校を再開して学校に登校させるようにしてほしいというそういう両方の意見がございます。アンケート等を取ると、両方の意見が出てきて、じゃあどう対応するのかというようなどころも出ますので、あくまでも私どもとしては、こどもの感染状況が拡大しているということで、今こういう対応を取って、そして、感染状況が落ち着いてきたので、通常の再開をするということですので、まずはこどもの感染状況を見極めながら、感染対策を十分に行って、学校の再開を目指してまいります。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

本 田 委 員 ありがとうございます。ということは、もう再開した後は、オンラインは選べなくなるということで、間違いないですか。

飯 塚 指 導 室 長 登校が不安な児童生徒もいますので、その児童生徒に対しては引き続きオンラインで授業を配信する。それで学ぶという形を取っております。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今回オンラインの学習保障ということでかなり取組を進めてきたところですが、家庭でなかなかうまくいかなかったこどもたちもいたり、家庭にいろいろと御迷惑をおかけしたりということもありましたので、今後うまく進めていくためにも、先ほども情報発信と言ってきましたけれども、教育委員会のほうから、各家庭に対してもこういうふうに対応ができますとか、こういったことですということをうまく伝えられるようにしていくことが必要かなというふうには考えております。

それでは、お諮りいたします。本案について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

なお、秘密会の会議録につきましては、本来教育委員会会議規則で非開示とすることになっていますが、関係諸機関への周知を公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもって、令和3年第16回江東区教育委員会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。